

## 新型コロナウイルス感染症に関する疾病入院保険金のご請求について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

罹患された皆さまの一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患され、ホテルや自宅で療養された場合、または入院された場合の疾病入院保険金に関するご請求方法をご案内します。

### 1. 疾病入院保険金のご請求対象

<重要>

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養等による疾病入院保険金をご請求いただく場合、高齢者等の重症化リスクのある方のみが対象となります。以下の内容をご確認ください。

**「陽性」または「みなし陽性」となり（※1、※2）、保健所または医師の指示により療養または入院されており、以下に該当する場合**

- ・陽性判明日（診断日）時点で65歳以上の方
- ・医療機関で入院治療を実施された方
- ・新型コロナ治療薬（※3）の投与または酸素投与を実施された方
- ・妊娠されている方

※1 みなし陽性とは、ご家族が罹患され、検査はおこなっていないが、医療機関等で新型コロナウイルス感染症の診断がされている方をいいます。

※2 ご自身で検査キットで調べた結果ではご請求はできません。必ず医療機関や検査センター等で「陽性（またはみなし陽性）」の診断を受けてからご請求ください。

※3 新型コロナ治療薬の範囲（令和4年厚生労働省告示第255号）

カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え）、ステロイド薬、ソトロビマブ（遺伝子組換え）、トシリズマブ（遺伝子組換え）、ニルマトレルビル・リトナビル、バリシチニブ、モルヌピラビル、レムデシビル

## 2. ご請求に必要な書類

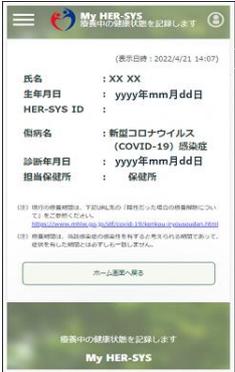
保険金請求書、同意書、入院状況報告書等に加えて、以下の書類が必要となります

- 療養期間が8日以上の場合は、療養期間が記載されている書類の提出が必要となります。
- 提出いただいた書類は返却できませんので、コピー（写し）を提出してください。

### (1) 自宅やホテルで療養された場合

#### ① My HER-SYS の提出ができる場合

##### My HER-SYS の「療養証明書」の画像（スクリーンショット）

<p>&lt;My HER-SYS 療養証明書&gt;</p> 	<p>My HER-SYS（マイハーシス）とは、厚生労働省が開発した新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムです。</p> <p>パソコンやスマートフォンから療養証明書の表示が可能です。</p> <p>詳しくは、保健所や自治体のホームページ等をご確認ください。</p>
--	--

#### ② My HER-SYS の療養証明書が提出できない場合

次のいずれかの書類に加え、以下の条件に応じた証明書類を併せてご提出ください。

◆医療機関が発行する「検査結果報告書」（氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの）

◆自治体の「健康フォローアップセンターの受付結果」（自治体ごとに名称が異なります）

65歳以上の方	（追加の証明書類は不要です）
妊娠されている方	「母子手帳」（保護者の氏名および交付日が記載されている表紙）
新型コロナ治療薬を投与された方	薬局発行のコロナ治療薬の記載がある「調剤明細書」「薬剤情報提供書」等 ※新型コロナ治療薬の範囲は、1. 入院保険金のご請求対象をご参照ください。
酸素投与された方	医療機関発行の酸素投与の記載がある「診療報酬明細」等

### (2) 医療機関にご入院された場合

医療機関発行の病院名や入院期間の記載された「領収証」「診療明細書」等